

一般競争入札公告

次のとおり事後審査型制限付き一般競争入札を実施するので、北方町事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年北方町要領第7号）第4条の規定により公告する。

令和7年8月20日

北方町長 戸部 哲哉

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 仕様書番号及び工事名

第3-10号／小柳1丁目他地内導水管布設替工事

(2) 工事場所

岐阜県本巣郡北方町小柳1丁目他 地内

(3) 工期

契約締結日～令和8年2月27日

(4) 工事概要

導水管布設替工

ダクタイル鋳鉄管 GX形 φ200 L=181.9m

モルタル充填工 φ200 L=174.8m

空気弁設置 φ25 N=1基

給水管布設替工 N=7箇所

(5) 予定価格

事後公表

(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事

有

(7) 本工事は、北方町と入札に参加しようとする者がインターネットを利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で入札等を行うものとする。ただし、システム障害等何らかの不具合により電子入札システムでの入札ができない理由があるときは、町長に承諾を得た場合に限り、紙による入札を認めるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格及び要件

入札に参加する者は、次に掲げる資格及び要件をすべて満たすものとする。

（共通事項）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 北方町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (3) 北方町建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱（昭和61年北方町要綱第2号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 岐阜県市町村共同電子入札システムにおける北方町への利用者登録が済んでいること。
（案件ごとの事項）
- (5) 水道施設工事にかかる特定又は一般建設業の許可を有していること。
- (6) 北方町指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (7) 岐阜県内に本店を有すること。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく水道施設工事の総合評定値が700点以上であること。
- (9) 平成22年度以降に元請負として施工し、完成引渡しの済んでいる水道施設工事で、工事費が1290万円以上の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る）を有すること。
- (10) 次の条件を満たす配管技能者を施工時に配置できること。
・公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会を受講済みで同協会の耐震継手配水管技能者として登録されていること。
なお、配管技能者は(11)の現場代理人、監理（又は主任）技術者を兼ねることはできないものとする。
- (11) 現場代理人及び次の要件を満たす監理（又は主任）技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、現場代理人は監理（又は主任）技術者を兼ねることができる。
・平成22年度以降に元請負として施工し、完成引渡しの済んでいる水道施設工事で工事費が775万円以上の工事に現場代理人もしくは監理（又は主任）技術者として従事した実績を有する者（共同企業体の構成員としての従事実績は、出資比率が20%以上のものに限る）

3 設計図書の配布及び閲覧

- (1) 日時 令和7年8月21日（木）午前9時から
(2) 場所 電子入札システムに添付

4 入札参加申請書の提出期限及び提出場所

令和7年8月21日（木）午前9時から令和7年8月27日（水）午後4時までに一般競争入札参加申請書（様式第1号）を電子入札システムにより提出するものとする。

5 質疑の受付

令和7年8月21日（木）午前9時から令和7年8月27日（水）午後4時までにFAX又はEメールにより下記に提出するものとする。ただし、入札参加資格や提出書類等の事務的な内容については、直接電話で問い合わせるものとする。

提出（問い合わせ）先

総務危機管理課 契約担当

TEL 058-323-1111(内線244)

FAX 058-323-2963

E-mail soumukiki@town.gifu-kitagata.lg.jp

※いずれの場合も、質疑書を提出した旨を上記担当者に電話にて連絡すること。

- 6 入札参加通知及び質疑に対する回答（電子入札システムによる）
令和7年9月2日（火）午後4時までに入札参加通知書及び質疑に対する回答を送信する。
- 7 入札書及び内訳書の提出（電子入札システムによる）
令和7年9月3日（水）午前9時から令和7年9月4日（木）午後4時までに提出するものとする。
- 8 入札保証金
免除（北方町契約規則（昭和39年北方町規則第3号）第5条の規定による。）
- 9 無効な入札
次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (1) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
 - (2) 紙入札を認められていないものが紙入札をしたとき。
 - (3) その他契約当事者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 10 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、入札者の負担とする。
- 11 開札（電子入札システムによる）
 - (1) 日時 令和7年9月5日（金）午前10時00分から
 - (2) 場所 北方町役場総務危機管理課
- 12 入札参加資格審査等に必要な書類の提出方法及び場所
予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者は、指示のあった日から起算して2日以内（休日を除く。）に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）に指定された書類を添付し、北方町役場総務危機管理課に提出すること。
- 13 落札者の決定方法
落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格審査等に必要な書類の提出を求める。
- 14 最低制限価格
有
- 15 契約保証金
有（請負金額の10分の1以上の額）
- 16 前払金
有（請負金額の10分の4以内の額）
- 17 議会の議決
無
- 18 落札の無効
落札者は、特別の理由なく落札決定の日から7日以内（土日祝除く）に契約（仮契約）を締結しない場合は、その落札は無効とする。